

美術科教育学会大会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、美術科教育学会（以下、本学会という。）細則第6条に定める大会の開催及び運営について定める。

(定義)

第2条 大会は、美術教育の学術振興に資することを目的として、会員が学術的研究の成果を発表し、研究協議を行う、本学会が主催する研究大会である。

(名称)

第3条 大会の名称は「美術科教育学会大会」とする。1979年に開催された大学美術教科教育研究会を第1回とし、年次毎に回数を加える。各大会の名称は回数及び開催地名を付して「第〇〇回美術科教育学会〇〇大会」とする。

第2章 大会の開催

(開催の周期及び時期)

第4条 大会は、当分の間、年1回の開催とする。

2 大会の開催時期は、原則として毎年3月下旬とする。但し、特別な事情がある場合には、理事会の議を経て、開催時期を変更することができる。

(開催地及び開催校)

第5条 大会開催地は、原則として、日本を概略東と西に分け、それらの間で交互に開催されるように選定する。

2 大会開催校は概ね2年先まで選定を行い、開催校の了承を得た上で、理事会にて決定する。

3 開催地及び開催校の非公式な選定作業は、理事会の承認に基づき、本部事務局が行う。

第3章 大会の運営

(運営組織)

第6条 大会の企画・運営は、細則第7条から第9条に定める大会運営事務局（以下、運営事務局という。）が行う。

2 運営事務局には、大会実行委員長（以下、委員長という。）、同副委員長（以下、副委員長という。）、会計、監事等の役員を置く。

3 正副委員長以外の運営事務局の役員は、委員長が委嘱する。

4 委員長は、必要に応じて、第2項に定める役員の他に、アルバイトを雇用することができる。

5 委員長が理事でない場合は、その職にある間に開催される理事会にオブザーバーとして出席する。

6 役員等の任期は、大会の後処理が完了した時をもって終了する。

(運営事務局の業務)

第7条 運営事務局は、大会を運営するために以下の事項を実施する。

(1) 大会の期日の決定及び会場の確保

(2) 大会補助費、参加費等の振り込みのための振替口座等の開設

(3) 大会全体の企画とスケジュールの決定

(4) 大会収支見込の作成

(5) 発表プログラムの作成

(6) 概要集の編集・発行

(7) 会員の情報交換の場の設定

(8) 大会報告及び収支報告の作成

(9) その他、理事会が必要と認めたもの

第4章 大会の日程及び行事

(日程)

第8条 大会日程は大会運営事務局が本部事務局との協議のもとに定め、理事会の承認を得る。
(大会行事)

第9条 大会開催期間中又は前日に、原則として、以下の各項に掲げる行事を実施する。

(1) 本学会会員(以下、会員という。)による学術研究の発表会及び会員の情報交換の場

- (2) 会則第16条に定める総会
- (3) 会則第17条に定める理事会
- (4) 会則第21条に定める学会誌編集委員会
- (5) 細則第26条に定める『美術教育学』賞の授与式
- (6) 細則第15条から第19条に定める研究部会
- (7) その他、理事会が必要と認めたもの

第5章 参加者及び発表者等

(参加者及び発表者)

第10条 大会には本大会の目的を理解し、所定の手続きを経たすべての者が参加できる。

- 2 研究発表者は、当該年度までの会費を納入した会員に限る。但し、共同研究の場合は、筆頭者以外は会員資格を問わないが、その際会員でない者が発表者の半数を超えないものとする。

(参加費等)

第11条 大会に参加する者は、原則として、会員・非会員を問わず参加費等を支払わなければならない。但し、招待されて参加する者は、参加費等の支払いを免除される。

- 2 参加費等は、当面以下の金額を基準として設定する。

(1) 事前申込み

正会員 ¥4,500/学生(正会員を含む) ¥2,500/学生以外の非会員 ¥5,500

(2) 当日申込み

正会員 ¥5,000/学生(正会員を含む) ¥3,000/学生以外の非会員 ¥6,000

(3) 口頭発表概要集のみの購入

一律 ¥2,000

- 3 大会開催の関連業務を補助させる目的で臨時に雇用した者は、当該大会の参加者とは見なさない。

- 4 第9条第7号による行事への参加者は、別途設定された登録料等を支払うことにより、参加費を免除されることがある。

第6章 大会の案内

(開催案内)

第12条 運営事務局は、以下の各号により大会の開催を告知する。

- (1) 大会開催前年の6月発行の学会通信に、大会の会場・期日等の概要を、第一次案内として掲載する。
 - (2) 大会開催前年の8月末または9月初めに開催される理事会に出席し、大会開催企画案を提案し、承認を得る。
 - (3) 大会開催の前年10月に発行される学会通信に、大会テーマ、日程(予定)、研究発表申込み方法・期限、交通案内、宿泊先案内等を骨子とする第2次案内を掲載する。
 - (4) 大会開催の年の2月に発行される学会通信に、会期、会場、大会テーマ、日程、主な内容、参加申込み方法、交通案内、宿泊先案内、研究発表等のプログラムを骨子とする最終案内を掲載する。
- 2 学会通信の案内に合わせ、学会公式サイト「大会のお知らせ」において広報する。

第7章 大会の収支

(大会開催費)

第13条 大会の準備及び開催により発生した費用は、すべて以下の各号のいずれかで支払う。

- (1) 本学会の一般会計、支出の部に予算として計上した大会補助費
- (2) 参加者が支払う大会参加費、その他の実費の収入合計額
- (3) 大会開催を交付対象として申請し、獲得した補助金、賛助金等

- 2 参加者が支払う大会参加費、その他の実費の金額は、原則として理事会の承認を経て決定する。
- 3 前項の金額が、前年度の同額である場合には、前項の承認が得られているものと見なす。

(収支の取扱い)

第14条 大会収支は、本学会一般会計とは別に会計処理を行い、その責任者は委員長とする。

第15条 大会収支が正の金額である場合は、その正の収支は委員長の責任において処置する。

- 2 大会収支が負の金額である場合は、原則として、その負の収支は委員長の責任において処置する。但し、この場合、委員長は理事会に対し、関連書類を付して、大会補助費補正予算案（以下、補正予算案という。）を上程することができる。

- 3 前項但し書きの上程があった場合には、本学会代表理事は速やかに理事会を開催し、当該補正予算案を審議し、その妥当性について議決する。

- 4 補正予算案は、理事会において修正することができる。

第16条 大会の収支決算は、委員長が理事会に報告し、承認を得る。

第8章 その他

(災害への対応等)

第17条 大会開催中及びその直前において地震等の災害が発生した場合は、代表理事を中心として副代表理事を含む集合可能な理事、委員長（又はこれに代わる者）により実施の可否等について協議し、速やかに対応する。

- 2 大会の参加費は収益を目的とするものではなく、大会開催を通じて学会活動を支える性格のものである。そのため、災害発生により大会が催されなかった場合や、大会が開催されても参加できなかった場合には、原則として返金を行わず、「研究発表概要集」の送付に止める。

- 3 但し、その他の実費については、地震等の災害の発生により参加できない場合に限り、7日前までにキャンセルを申し出た者には、振込手数料を除いた額を返金する。

附則

1. 本規程は、理事会の議を経て、改廃することができる。
2. 本規程は2012年9月1日に制定し、同日より施行する。